

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 全体として _____</p> <p>項目名 : _____</p> <p>該当ページ・行 : _____</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>消費者行政の司令塔・エンジン役となって本計画の検証、評価、見直しを進めていくことを明示すべきです。</p> <p>また、「行政のパラダイム転換」がこの5年でどの程度進んだのか、あらためてふりかえり、評価を書き込むべきです。消費生活相談窓口の現場で、「消費者庁創設から5年経つけど消費者庁が出来てよかったと思うことはない」等の消費者の声を耳にします。多くの国民、特に消費者団体に所属している消費者は、長年消費者庁が創設されることを切望し、共に国民の安全・安心な社会を築いていこうと、少々おこがましい表現ですが、「消費者庁を育て、見守って（監視して）いこう」と期待しています。国民に対して、これまで実施してきたこと、実施できなかったこと、道半ばのことを含め、進捗状況の評価を明示すべきです。</p> <p>更に平成26年4月18日付けの総務省勧告の中で、「個別施策の体系化・構造化」を次期消費者基本計画に反映することが求められています。しかし、今回の素案では体系化・構造化が不明確に感じられます。体系化・構造化の観点を明確に示してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 全体として(消費者基本計画工程表(素案)) 項目名 : _____ 該当ページ・行 : _____</p> <p>②意見 消費者政策の指令塔を任ずる消費者庁は本来主体的に政策立案し、更に各省庁へ深掘りした政策執行等具体的計画の提出を求め消費者政策を効果的に推進するために具体的な目標と施策、実施期間などを共有して取り組む必要があります。しかしながら現状は各省庁から提出された政策を羅列するにとどまり、主体的指導性の欠落が見受けられます。 工程表の施策についても、各省庁の5年間の計画が、ただ矢印が延びているばかりで、全体に今後5年間に向けた意欲が感じられません。具体的に「いつまでに」、「誰が」、「何をやる」ということが見えないなど、工程表において実施スケジュールが示されておらず、到達目標値が明確でないため、検証・評価には適しません。 KPI指標も施策の効果を把握するには不十分なものが多く、見直し、再考が必要と思います。 更に言うなら、素案の第4章以下に施策の内容が掲げられ、施策名の項目ごとに、KPIが掲げられていますが、その内容と、工程表にあげられたKPIの内容が一致しません。KPIが文字通り「重要業績評価指標」であるのなら、素案のKPIを適切に示した工程表のKPIであるべきです。工程表の後の説明にしても、KPIに反映されている内容ではありません。各担当省庁を交え消費者庁の主導で、検討の上、文字通りの「重要業績評価指標を掲げてください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第1章 1 消費者の更なる充実に向けて</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 1頁・20 行</p> <p>②意見</p> <p>「消費者行政を推進する基本的な枠組みができつつあるものの」 行政機関の執行力を高める必要があること、並びに地方自治体の 執行力などの格差をなくすために支援を行うことも明記する必要があります。</p> <p>例えば、景品表示法の改正で、措置命令の権限が都道府県まで広 まりました。このこと自体は評価いたしますが、それを実施できる 力のある地方自治体は限られています。法律の適用と執行力を高め るためには、地方自治体への支援が必要である、と明示して下さい。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画(素案)</p> <p>項目名 : 第2章 5 消費生活におけるグローバル化の進展</p> <p>該当ページ・行 : 6頁</p> <p>②意見</p> <p>越境消費者トラブルの増加に伴い、国境を超えた取引を安心して行うために、グローバル企業に対する国内法が十分機能しない現状に問題があることも明記すべきであり、検討事項とするべきです。国内法が適用されないことで消費者が泣き寝入りをするようなことのないよう、法律の改正を望むところです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第2章 6 東日本大震災の社会・意識の変化</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 6頁・24 行</p> <p>②意見</p> <p>「平成23年3月に発生した東日本大震災は、我が国の社会や人々の意識に大きな影響・変化を与えた」「東日本大震災の発生後は、風評被害も発生している」とあります。</p> <p>社会・意識の変化の背景として、東日本大震災とともに福島第一原発事故の発生も入れるべきです。特に、風評被害の原因になっている原発事故発生のごとは避けて通るべきではないと考えます。また、震災などの大規模災害時の消費物資の物流の在り方にも配慮する必要があります。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第2章 7 消費者行動・意識の変化</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 7頁・22 行</p> <p>②意見</p> <p>「第2章 4の高度情報通信社会の進展」にも関連すると思われ ますが、「消費者が個人情報への意識が高まっている」とあります。 しかしその前に、パーソナルデータの利活用等「個人情報へのリス クが高まっている」ことを明記すべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第3章 消費者政策の基本的方針</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 7頁~11頁</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>第1章・第2章の前提を踏まえ、第3章においては消費者庁が今後消費者行政をどうしていきたいのかが明確に書かれていなければなりません。司令塔・エンジン役の果たす役割は、他省庁との調整をはかることでも事業者団体や消費者団体との連携をとることでもなく、明確なビジョンを持ち、施策を体系化・構造化していくことにあります。第3章においては、消費者庁の明確なビジョンを示してください。</p> <p>また、明確なビジョンを示すには、「～が必要である」「～が重要である」といった表現でなく、「～に取り組む」「～の施策を講じる」といった表現が適切です。それはまさに司令塔としての矜持ある意思表示になると思います。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第3章 1 消費者政策の推進により目指すべき姿</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 7頁 最下段から8頁上 段</p> <p>②意見</p> <p>「また、勧誘を受けるかどうか」は (P) ペンディングになっていますが、次ページのサービスを消費するかまでは削除した方がよろしいです。非常に分かりにくい文言で誤解を生みます。加えて、さらに以降、「自覚して」「目指す」と言った表現については、言いたいことは理解しますが、上から目線であり、消費者と共に歩む姿勢の欠落が感じられます。書き方の工夫を求めます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章 2 消費者政策を推進する上で考慮すべき視点</p> <p>該当ページ・行 : 9頁・16行</p> <p>②意見</p> <p>消費者庁が内閣府から移管される消費者問題に関する事項の総合調整事務については、大きな課題であると考えます。「その後は、消費者庁において総合調整機能を発揮し、更なる消費者政策の推進を図るべきである」と簡単に新聞報道的に書かれていますが、そのことの持つ意味を明記する必要があると思います。消費者行政の舵取り役である消費者庁の方向性を明らかに示すべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章 2 消費者政策を推進する上で考慮すべき視点</p> <p>該当ページ・行 : 9頁・</p> <p>②意見</p> <p>消費者政策を考慮すべき視点以降の文で事業者への配慮がみられ、 お願いが目立ちます。消費者庁として無論、健全な事業活動を推進・ 展開する事業者活動への適切な指導は是とすべきですが、それら は『お願い』ではなく「指導」「規制」「監視」の視点が必要と考え ます。過度の事業者への配慮が全体が目立つように感じます。全体 的に見直し検討が必要です。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章 2 (1) 府省庁等横断的な施策の一体的推進と 行政・消費者・事業者の連携</p> <p>該当ページ・行 : 9頁・19行目</p> <p>②意見</p> <p>「消費者政策を全体として効率的・効果的に推進していくためには…連携が必要である。」とありますが、それらを効果的に現した具体的な施策が工程表に見られません。具体案を工程表に書き込むべきです。行政と消費者、行政と事業者、事業者と消費者の相対する二者間同士ではなく、三者が連携して取り組むような枠組みも考えられるべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章2 (3) 規制改革が消費者に与える影響の配慮</p> <p>該当ページ・行 : 10頁・30行</p> <p>②意見 下から11行目規制改革の評価が過大です。 文中「新たな商品・サービスを多様な選択肢が提供される・・・」 サービスをより早くより安価に享受でき、消費者ニーズに応じた多 様な⇒削除する必要があります。より早く安価になるとは限りませ ん。消費者庁がここまで言い切る根拠は何ですか？言いきるべきで はないと考えます。 更に、「規制改革の推進に当たっては、その基本的な考え方として、 より効率的な手法で安全性を確保することが挙げられていることか らも」と言う文言は削除してください。 より効率的な手法が「安全性を確保」するとは限らないし、むしろ そうなるように施策を講じるのが消費者庁の役目であり、単に規制 改革会議で挙げられたことを容認したように記載するのはあまりに も主体性がなさ過ぎます。 「消費の安定的な増加をかえって阻害する可能性がある」とありま すが、わかりにくく、曖昧な表現です。「消費者被害が発生する可 能性がある」と具体的でわかりやすい表現にして下さい。 さらに、成長戦略として行われる商品先物取引の訪問電話勧誘、6 5歳未満に解禁などの規制緩和が一般消費者に及ぼす影響を想定 し、予想される消費者被害を防止するための策を、監督を所管する 官庁と連携し、消費者庁においても消費者への事前対策的な注意喚 起等を積極的に講じる、ということをも明記すべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第3章2(4)新たに生じる消費者問題への機動的な対応</p> <p>該当ページ・行 : 11頁</p> <p>②意見</p> <p>事業者団体との連携が強調されていますが、それより事業者を監督している省庁との連携をすべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章 1 消費者の安全の確保 (1) 事故の未然防止のための取組 ・ 工程表</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 12頁・14行 ・ 工程表 1 頁</p> <p>②意見</p> <p>家庭用品の事故を防ぐため、「安全確保マニュアル作成の手引き」の作成が計画されていますが、そもそも情報提供の方法として「警告表示」をきちんと位置付けるべきではないでしょうか。その場合、幼児や高齢者、日本語を理解できない外国人にも理解できる絵表示の普及を検討する、を明記して下さい。</p> <p>さらに、消費者啓発・教育としても取り上げるべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章1 消費者の安全の確保 (1) 事故の未然防止のための取組 ・ 工程表</p> <p>該当ページ・行 : 12頁・15行 ・ 工程表 2 頁</p> <p>②意見</p> <p>消費者基本計画 (素案) の該当項目、ページでは、事故の未然防止のための取組として、家庭用品の事故と危険ドラッグの販売抑制とが同じ枠組みのように記載されていますが、設計における頑健性の具備や情報提供の適正化を目指す家庭用品と、そもそも存在そのものの違法性に関する検討が必要なものとは、「事故」の性質が異なり、対策が異なるものではないでしょうか。</p> <p>工程表では両者を分けて取組が記載されています。消費者基本計画の方も分けてそれぞれにあった方向性を示すべきと思います。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 _____</p> <p>項目名 : 1 消費者の安全の確保 _____ (2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止</p> <p>③ リコール情報の周知強化 ④ 製品安全に関する情報の周知</p> <p>該当ページ・行 : 7頁 _____</p> <p>②意見</p> <p>リコール情報については、本当に伝えたい消費者に情報がとどいていないこと、届いていたとしても行動を起こさないことが問題となっています。「周知強化」だけでなく、「効果的な周知方法の検討」と「消費者がリアクションを起こすための支援・仕組みづくり」を加えて下さい。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 _____</p> <p>項目名 : 1 消費者の安全の確保 <u>(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止</u> <u>⑥ 製造物責任法に関する裁判例等の収集・公表</u></p> <p>該当ページ・行 : 7頁 _____</p> <p>②意見</p> <p>裁判例を収集・整理・公表することは重要ですが、その結果を役立てていくことの方がさらに重要です。「判例収集・整理の結果を法律の見直し等に役立てること」を盛り込んでください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章1 消費者の安全の確保 (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止 ⑤道路運送車両法に基づく自動車のリコールの迅速かつ着実な実施</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 14頁 工程表6 頁</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>リコール対象台数のみが「重要業績評価指標」として適切かどうか疑問です。あわせて不具合情報の分析と監査、リコール件数などから、メーカーの迅速かつ着実な実施状況を見ることはできないものか検討を要します。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章1 消費者の安全の確保 (3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 14 頁</p> <p>②意見</p> <p>体制強化の方向性を明確に示す必要があります。 たとえば、的確かつ迅速に事故の調査をするために、「27, 28年度は、事故調査に要する時間を平均〇カ月にすることを目標とする」 「29, 30年度は、27, 28年度に事故調査で取り扱った案件の類似の事故の発生がないこと(ゼロが無理であれば、前年比50%などでも可)」 とするなど、課題が明確になるようなKPIの設定が望ましいです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 _____</p> <p>項目名 : 1 消費者の安全の確保 _____ <u>(3) 的確かつ迅速な事故の原因究明調査と再発防止</u></p> <p>該当ページ・行 : 10頁~11頁 _____</p> <p>②意見</p> <p>化粧品による身体被害は深刻な食物アレルギーを引き起こす原因となる場合もあり、近年大きな問題となっています。被害事例を収集し、原因究明までの時間を短縮することによって被害の拡大防止につなげることができます。化粧品による身体被害に関する原因究明調査と拡大防止措置に関する施策を追加してください。</p>

(別紙様式)

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章1 消費者の安全の確保 (4) 食品の安全性の確保</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 14頁 8～9行目 工程表 : 12頁 ③食品安全に関するリスク管理</p> <p>②意見</p> <p>国産農作物を汚染する恐れのある危害要因に関する調査や低減対策については、危害要因の調査を27年度、低減対策については、27年度の結果を踏まえて28年度～30年度、対策の評価を31年度に実施など、具体的な進捗管理ができる計画を立てるのが妥当と思われます。また、農林水産省のみならず、環境省も関連すると思われるため総合的に記述して下さい。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章1 消費者の安全の確保 (4) 食品の安全性の確保</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 15頁</p> <p>②意見</p> <p>KPIの中で、「関係府省間の連携強化を図るための各種会議の開催状況」は、削除してください。</p> <p>理由：会議の開催は直接的には、国民にとってなんのメリットもありません。会議のアウトカム（成果）をKPIとすることが必要です。たとえば、「連携強化の会議を開催することによって、緊急時の連絡体制が整い、判断、情報発信の迅速化（前年比80%）ができる」など具体的に会議に何を求め何を成果とするかが必要です。会議のみ開催しても実のないものであれば為にする会議でしかなくなります。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章1 消費者の安全の確保 (4) 食品の安全の確保</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 15頁・12行、工程表13頁</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>KPI「食品の安全性に関する消費者の理解度(意見交換会における参加者の理解度等)」に関し、食品の安全に関する消費者の理解度促進のために、消費者団体等オピニオンリーダー的な消費者との意見交換会等の開催は重要と思いますが、それらの開催回数等で計られる数値がKPIとなるのであれば、現実と乖離した理解度の把握となるのではないのでしょうか。啓発前の消費者の意識調査と共に、一般消費者への啓発の効果を測定するシステムが必要と考えます。意見交換会でのアンケート結果等は一般消費者の理解度とはなりません。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 1 消費者の安全の確保 (4) 食品の安全性の確保 : 第4章 2 表示の充実と信頼の確保 (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係 法令の厳正な運用</p> <p>該当ページ・行 : 14頁施策⑨・26頁施策 ④</p> <p>② 意見</p> <p>p. 14 の施策⑨と p. 26 の施策④は重複</p> <ul style="list-style-type: none">・安全性の確保と表示の充実とで目的が異なるのであれば、施策内容は変わるはずでず。たとえば、安全性の確保であれば、直接使用農薬や周辺の田畑における使用農薬の管理、表示の充実であれば、産地情報に重点をおいたトレースを管理するなどが重要です。・適正実施率を KPI に設定するのは良いと思いますが、目標値を定めて、目標に達しない場合には、法律の内容、運用を見直すのが妥当。この工程表では、5年間の成果が見えません。

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : <u>工程表 (素案)</u></p> <p>項目名 : <u>第4章 1 消費者の安全の確保</u> <u>(4) 食品の安全性の確保</u></p> <p>該当ページ・行 : <u>15頁・施策⑩⑪12</u></p> <hr/> <p>②意見</p> <p>これら3つの施策はバラバラに取り組むのではなく、食品衛生関係事犯(偽装、意図的な異物混入)が発生する背景をふまえて、防止策(ハード、ソフト面)を検討するのが有効と思われます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 1 消費者の安全の確保 (4) 食品の安全性の確保 <u>⑩食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進</u></p> <p>該当ページ・行 : 18頁</p> <p>②意見</p> <p>『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引～5つの基本原則～」は、食の安全を守るために食品関係事業者が求められる事項をまとめた基本マニュアルです。しかし、作成が平成20年であり、現状起きている問題の中にはカバーしきれないものがあるように思います(海外委託工場での問題等)。また、普及が進まない理由として、とくに中小事業者には取り組みにくい部分があることが考えられます。改訂を加えたうえで、さらに周知徹底をはかっていく必要があるのではないのでしょうか。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p><u>資料名 : 消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p><u>項目名 : 第4章 2 表示の充実と信頼の確保</u> <u>(1) 不当な表示を一般的に制限禁止する</u> <u>景品表示法の普及啓発、厳正な運用</u> 工程表2①景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充</p> <p><u>該当ページ・行 : 15～16頁・32行 ・ 工程表19</u> <u>頁</u></p> <p>②意見</p> <p>景品表示法が改正され、都道府県へ措置命令権限が付与されました。「不当な表示を行った事業者に対し、都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度を適切に・・・」とありますが、「第1章 1 消費者の更なる充実に向けて」でも指摘したように、法に基づいた厳正な執行ができない地方自治体があるのは確かです。厳正な運用の為には、マンパワーや経済的な支援が必要です。「連携」だけではなく、「支援していく」を加えて下さい。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

※1枚につき1意見を記載してください。

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章2 (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善</p> <p>該当ページ・行 : 16頁・23行 ・ 工程表21頁</p> <p>②意見</p> <p>家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程の一部が改正されますが、現在使われている洗濯絵表示は5年ごとに見直されているものの、1968年に制定された規格を使っています。改正後に使われる記号は今までのものとは全く異なることから、新取扱い表示の普及・啓発活動には力を入れて頂きたいものです。KPIとして家庭用品品質表示法に係る講師派遣を年度平均10回としていますが、回数少なすぎるのではないのでしょうか。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : <u>消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p>項目名 : <u>第4章 3 適正な取り引きの実現</u> <u>(1) 商品サービス横断的な法令の厳正な執行、見直し</u></p> <p>該当ページ・行 : <u>18頁</u></p> <p>②意見</p> <p>消費者庁として消費者契約法の改正にまで踏み込んでほしいものです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画(素案)・工程表</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章 3(2)商品・サービスに応じた取引の適正化 工程表⑦美容医療サービス等の消費者被害防止</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 20頁・工程表39頁</p> <p>②意見</p> <p>美容医療サービスについては、施術の内容を含め医療の原点に戻って検討すべきです。美容医療サービスの消費者被害が深刻な今、自由診療への法規制の措置も必要ではないでしょうか。とくに美容医療等の「自由診療」の広告等については、医療広告ガイドライン等の継続的な周知はもちろん、都道府県による違反事例の是正など適切な執行を併せて行うことが必要です。</p> <p>他方、消費者に対して、リスクが大きい行為であることをもっと啓発していくべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 3 適正な取引の実現 (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化</p> <p>該当ページ・行 : 35頁 施策⑦</p> <p>②意見</p> <p>美容医療サービス等において、実際に消費者被害が発生しているのであれば、5年の計画ではなく、2年ぐらいで終わるように計画すべきではないでしょうか。</p> <p>たとえば、27年度自治体へのアンケート調査、28～29年度必要な指針の改定、30年度指針改定の効果の測定と言うように具体性をもたせて下さい。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 3 適正な取引の実現 <u>(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化</u> <u>④ 商品先物取引法の迅速かつ適正な執行</u></p> <p>該当ページ・行 : 39頁</p> <p>②意見</p> <p>今般、商品先物取引法において、勧誘規制の見直しが行われました。不招請勧誘規制を緩和するものであることから、顧客保護について継続的に状況を見守る必要があります。単に「法の迅速かつ適正な執行を行う」のみならず、「顧客保護の適正性をはかること」を明記してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : <u>消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p>項目名 : <u>第4章 3 適正な取り引きの実現</u> <u>(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化</u></p> <p>該当ページ・行 : <u>20頁</u></p> <p>②意見</p> <p>個人情報をビックデータとしての利用が目前に迫っています。ビックデータの利・活用による問題も焦眉の急です。またマイナンバー制度も論じられているのでこれらにも消費者庁として何等か言及すべきです。結果としての施策より事前安全施策の環境整備の主導が求められます。消費者への啓発、注意喚起の実施は消極的すぎます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 3 適正な取引の実現 (3) ④インターネット上の消費者トラブルへの対応</p> <p>該当ページ・行 : 42頁~43頁</p> <p>②意見</p> <p>インターネット上の消費者トラブルの特徴として、新規事案が突発的に生じることが挙げられます。たとえばビットコインなどについては、今後類似の事案が續発する可能性があります。このような事案に対処するためには、トラブルを迅速に把握し、機動的に対策を打ち出す仕組みが必要と考えられます。「インターネット取引における消費者問題の解決に資する環境整備に向けた総合的施策」の中に「インターネットトラブルの早期把握と対策立案のための仕組みづくり」を追加してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : <u>消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p>項目名 : <u>第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成</u> <u>(1) 消費者教育の推進</u></p> <p>該当ページ・行 : <u>22頁</u></p> <p>②意見</p> <p>消費者教育推進会議で検討された課題を地方自治体の消費者教育推進計画の策定に盛り込むことは、消費者教育及び消費者市民社会の概念を普及・推進させていくための大きな牽引力となります。工程表P51施策名「⑤教育行政(学校教育・社会教育)と消費者行政の連携・協働(基礎的な情報の整備と体制作り)」においてもKPIに「各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況」を採択しているように、国と地方で理念・課題を共有化していくことがフレーム作りとしても肝要です。各都道府県の特徴にあわせた消費者教育推進計画を策定し、消費者(生活者)により身近な施策を実施していくことが、血の通った消費者政策にもつながっていくこととなります。周知についても、地方自治体のホームページや広報誌等を活用することで波及効果も増してくると考えられます。生活の場へ届けるための、効果的な推進体制の整備が必要です。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案) _____</p> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 <u>(1) 消費者教育の推進</u></p> <p>該当ページ・行 : 55頁~58頁 _____</p> <p>②意見</p> <p>企業・事業者団体を通じた従業員に対する消費者教育も重要だと考えます。「⑧多様な主体の参画・連携及び成果の共有」に「企業・事業者団体等」の記述はありますが、消費者教育の対象が従業員に対するものかどうか定かではありません。①~⑬に加え、「従業員に対する消費者教育」、「消費者視点を持つ人材の育成」を追記してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 (1) 消費者教育の推進</p> <p>該当ページ・行 : 55頁~58頁</p> <p>②意見</p> <p>情報化社会の進展により、インターネット等を利用して消費者自身が加害者となるような事案も見られます。消費者のネット・リテラシーを高め、自覚ある利用を促すため、学校教育を通じたインターネット・通信機器関連の消費者教育充実のための施策を追加してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : <u>消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p>項目名 : <u>第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成</u> <u>(2) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取り組みの支援・促進</u></p> <p>該当ページ・行 : <u>24頁</u></p> <p>②意見</p> <p>消費者を取り巻く環境の著しい変化もあり、消費者政策の分野・範囲は、広く高度専門的になってきています。時代の求める消費者問題・消費者政策を専門的に網羅していく方法のひとつとして、消費者庁のホームページを活用できれば有益だと思います。KPIに採択されている「社会経済の変化等に対応した法令・ガイドライン等」は、活用しやすい方法で周知されることが望ましいのは言うまでもありません。例えば、消費者庁のホームページを閲覧すれば、消費者基本計画に盛り込まれている政策に関する関係法令・ガイドライン等が参照できるようなインデックス的コンテンツがあれば、有益だと思います。同時に、関係資料のホームページや資料にアクセスできるようにリンクされていれば、情報共有もされやすく消費者の利便性も向上します。消費者政策の専門家育成の自主的な取り組みを行うに際して、行政との情報共有を行いやすい方法をとれるよう周知が必要だと思います。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成</p> <p>(2) ①消費者団体等との連携及び支援等</p> <p>該当ページ・行 : 60頁</p> <p>②意見</p> <p>「消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方の検討」が27年度～31年度まで1つの矢印で表わされています。当会のような消費者団体の活動を育成・支援していただけることは大変有難いことですので、これを実現するためにも、期限と項目を明確化してください。「在り方の検討と課題の抽出」、「施策の検討と実施」「実施の検証」等を適切な期間に区切り、5年間の中に盛り込んでください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 (2) ③事業者や事業者団体による自主的な取組みの 実現</p> <p>該当ページ・行 : 61頁</p> <p>②意見 「消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成」のために事業者や事業者団体ができることは、「公益通報者保護制度の推進」に限りません。たとえば様々な団体が定めるマーク（SGマーク、STマーク、モバイルリサイクルマークなど）を消費者に周知し、消費行動に役立ててもらえるようにすることも必要だと考えます。また、洗濯絵表示の法制化とその周知にあたっては事業者の協力も重要です。マーク等表示の周知に対する事業者・事業者団体の取り組みの促進に関する施策を追加してください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 (3) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 該当ページ・行 : 25頁 5行目から</p> <hr/> <p>②意見 持続可能な消費の実践が求められるなかで、エネルギー教育について記載がないのは問題と考えます。3.11以降、エネルギーについては多くの関心と論議があるなか、電気及びガスの自由化が確実になろうとしています。5年以内には大きな変化があると思われ、よりよい市場とよりよい社会の実現のために、環境に配慮したエネルギーの選択ができるよう消費者教育の充実は不可欠です。 また、すでに自由化しているLPガスや石油、通信事業者、電気メーカーなどの参入で組み合わせ販売なども予想される中、消費者被害の拡大を防ぐことも求められており、安全・安心の裏付け、選択のための表示、公正な取引のための啓発や仕組み作りが不可欠と考えますので書き加えてください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p><u>資料名 : 消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p><u>項目名 : 第4章 4消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成</u> <u>(4) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反 映</u></p> <p><u>該当ページ・行 : 25頁</u> <u>工程表 65頁</u></p> <p>②意見</p> <p>消費者の意見を適切に反映するための「消費者意識調査」は消費者被害額推計などと同様に継続的に調査し、施策状況や重要業績評価と連動して、評価の一端となりえるものであってほしいと思います。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 (4) ②消費者政策の企画立案のための調査の実施</p> <p>該当ページ・行 : 64頁~65頁</p> <p>②意見 調査は実施のみならず、調査によって消費者問題を抽出し、施策に生かしていかなければなりません。このような観点を文章に盛り込むとともに、KPIとして「調査結果に基づいて打ち出した施策数」を加えてください。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 (5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進 該当ページ・行 : 26頁 2行目から</p> <p>②意見 「環境の保全に配慮した施策としては、やエシカル消費の普及啓発の取組があるが、それらに加え、温室効果ガス削減による低炭素社会の実現及び資源の循環的な利用等により天然資源の消費を抑制し、環境へのができる限り低減される循環型社会に形成に向けた情報発信や普及啓発を推進する。」とありますが、「それらに加え」の前の部分と後ろの部分は、逆で、持続可能な社会である消費者市民社会の実現のためには、後半の部分は基礎となるものなので、「エシカル消費の普及啓発の取組内容として、」とすべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名：消費者基本計画（素案）</p> <p>項目名：第4章 4 消費者が主役となって選択・行動できる社会 の形成 （5）環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進 該当ページ・行：26頁（5）9行目から</p> <p>②意見 「その際、有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物に対する理解と関心についても増進を図る。」とありますが、何故ここで「有機農産物」だけを取り上げてあるか疑問です。環境に配慮した農作物は「有機」だけではありません、地域で採れる旬のものを選ぶことも環境配慮です。さらに、食品ということなら、肉類、の魚などにも同じように環境配慮が求められます。さらに、海外からの輸入が多い木材や紙製品についても環境配慮が必要です。もっと広く、「環境に配慮した商品に対する理解と関心についても増進をはかる」とすべきではないかと思えます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : <u>消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</u></p> <p>項目名 : <u>第4章 5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備</u> <u>(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進</u></p> <p>該当ページ・行 : <u>26頁</u> <u>工程表 71頁</u></p> <p>②意見</p> <p>消費者団体が行っているADRも公益的な役割を果たしており、被害救済、苦情処理、及び紛争解決の促進に資しています。情報上、運営上の支援を図る必要があると思います。計画に書きこんで下さい。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所 資料名 : 工程表 (素案)</p> <p>項目名 : 第4章 5 消費者の被害救済、利益保護の枠組の整備 (1) ⑧多重債務問題改善プログラムの実施</p> <p>該当ページ・行 : 73頁</p> <p>②意見 「丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化」のKPIとしては相談窓口数、相談件数が、「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」のKPIとしてはプログラム開発数とその実施回数が考えられます。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
	<p>①対象箇所</p> <p><u>資料名 : 消費者基本計画 (素案) ・ 工程表 (素案)</u></p> <p><u>項目名 : 第4章 5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備</u> <u>(2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益</u> <u>の擁護・増進</u></p> <p><u>該当ページ・行 : 28頁</u></p> <hr/> <p>②意見</p> <p>社会保障と税の一体改革に伴い、「社会保障と税の公平化・効率化」をうたい文句としてマイナンバー制度が導入されます。情報の分散管理と銘打ってはいますが、諸外国での制度設計・運用に比較すると情報管理面での課題も山積していると思われます。「① 社会保障・税番号制度 ② 国民ID制度 ③ 身元証明書制度 ④ プライバシー保護制度への制度分割 (マイナンバー法のすべて (八木晃二編著参照))」も一例だと思われます。なりすましや情報漏えいに対する対策や救済制度の整備も改めて行うことが肝要です。個人情報保護法に比べ罰則規定は厳格になるようですが、将来的には情報の民間活用を視野にいれていることから考えても、利便性と同時に過失・犯罪への対策を行えるような具体的施策が必要です。長期的視野に立った施策を考えるべきです。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</p> <p>項目名 : 第4章5(3)消費生活のグローバル化の進展に対する 消費者利益の擁護・増進 工程表</p> <p>該当ページ・行 : 28頁・20行 ・工程表78 頁</p> <p>②意見</p> <p>越境消費者トラブルを解決する取組として、相談できる相手国の拡大が必要です。KPI欄に目標国数を明記することこそ、本来の重要業績評価指数となるのではないのでしょうか。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画(素案)・工程表(素案)</p> <p>項目名 : 第4章 6国や地方の消費者行政の体制整備 (2)地方における体制整備</p> <p>該当ページ・行 : 30頁・</p> <hr/> <p>②意見</p> <p>疲弊した地方が多くあり満足な消費者行政を担えない状況にあります。そのため消費者行政が単独でできない場合には、地域の既成組織を利用することも奨励すべきであり、記載すべきでしょう。まさに消費者安全法における地域協議会の設置等を積極的に奨励する必要があります。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <p>項目名 : 第5章 計画の効果的な実施 1 工程表の作成</p> <p>該当ページ・行 : 30頁</p> <p>②意見</p> <p>「工程表では、各府省庁等の中で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にする」とことと「把握のための指標として、KPIを可能な限り施策ごとに更に具体化する」ことが示されていますが、前者の調整役は消費者庁に期待され、後者は、担当府省庁の責任で具体化され実施されるべきで、そのことが評価されるべきでしょう。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画 (素案)</p> <hr/> <p>項目名 : 第5章 計画の効果的な実施 2 計画の検証・評価・監視</p> <hr/> <p>該当ページ・行 : 31頁・16行</p> <p>②意見</p> <p>「年1回、工程表を見直し、施策の追加・拡充や整理・・・を行う」とあり、現行計画にはそのプロセスとして「パブコメ」、「関係機関や団体への情報提供とヒアリング」、「専門家への意見聴取」などと具体的に書き込まれていますが、工程表(素案)には記載がありません。</p> <p>また、現行計画以外にも、いつでも意見を聴く体制づくりや国民参加と機動性を充実させる方向でさらに有効なプロセス設計をすべきです。</p> <p>加えて、本計画を実効性あるものとするために本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うことの重要性に言及されたことは良いと思います。しかし、計画のそのものが、具体性に欠きKPIの設定が曖昧(目標ではなく、作業内容が書かれているものが多いし、1年ごとの到達点が不明)であるため、評価基準が定まっていません。これでは1年ごとに見直しができる体制にはないと思います。施策ごとに、検証・評価できる計画になっているかを現段階で早急に確認する必要があると思います。</p>

次期「消費者基本計画」に対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (通称NACS) 消費者提言特別委員会 消費生活研究所
2 職業	消費者問題専門家団体
3 意見	<p>①対象箇所</p> <p>資料名 : 消費者基本計画・工程表</p> <p>項目名 : まえがき II 本行程表の構成</p> <p><u>「17行目～19行目」を基として行程表全体に亘る</u></p> <p>②意見</p> <p>KPI(重要業績評価指標)を施策ごとに具体化し、さらに、可能な限り、目標を設定したのは大きな進歩ですが、その指標が、施策の重要業績評価として適切か、また評価が同一施策内にとどまらず、横断的に比較できるよう、増減率や達成率として示すなど、KPIを設定した目的を達成できるよう、各施策において検討が必要です。</p>